

第 6460 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月 16日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 税務調査の事前通知

**Q** : 税務署の調査官が税務調査と言ってきたり来ました。事前に連絡があるのでしょうか？

**A** : 原則として事前通知がありますが、一定の場合はない場合もあります。

### 【解説】

税務調査を行うときは、税務署は原則として、納税者に調査日時をあらかじめ通知しなければならないこととなっていますが、現況についての調査が重要である事案等、事前に通知をすることが適当でない認められるものは通知をしなくてもよいこととなっています。

この場合の通知を行うことが適当でない認められるものとは、次のような場合をいいます。

- ① 業種・業態、資料情報及び過去の調査状況等からみて、帳簿書類等による申告内容等の適否の確認が困難であると想定されるため、事前に通知を行わない調査(無予告調査)によりありのままの事業実態等を確認しなければ、申告内容等に係る事実の把握が困難であると想定される場合
- ② 事前通知することにより、調査に対する忌避・妨害、あるいは帳簿書類等の破棄・隠蔽等が予想される場合

なお、事前通知を行うかどうかは、個々の事案に即して、無予告調査に必要性を十分に検討して決定し、税務調査の指令の際に指示するとともに、その事績を記録することとされています。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

